令和８年11月号

事 務 所 通 信

アークグロー・パートナーズ税理士法人　Vol.67





吹きガラス体験、MOA 美術館の様子です✨

＊今月のお知らせ＊

・年末調整の時期が近づいてまいりました。
　少し早いですが、今年度も年末調整に必要な資料の早期回収を始めさせていただきます。
　ご協力のほどよろしくお願いいたします。

＊社員旅行へ行ってきました＊



先日、一泊二日で熱海へ行ってきました！

1 日目は MOA 美術館へ行き、高台からの絶景に癒やされました。

2 日目は吹きガラス体験でコップ作りに挑戦！

実際の作業は 9 割職人さんでしたが(笑)、完成した愛着あるコップを毎朝使っています。

Instagram にも写真を掲載予定ですので、ぜひご覧ください！

＊「うちの土地・建物、これからどうする？」＊



・先日、所内勉強会にて不動産業の横田氏に勉強会をしていただきました。

お持ちの不動産について、以下のようなお困りごとやご不安はありませんか？

・ 自宅や所有している土地・建物の「今の価値や状態」を正しく知りたい

・ 将来的に「建て替え」「リフォーム」「売却」「購入」を考えているが、何から手をつければいい？

・ 税金の心配と、実際の建築・売買の手続きや段取りを合わせて相談したい

お客様の大切な不動産が『今どういう状態にあるか』の現在地をあらかじめ確認・整理しておくことで、将来『その時』が来た際にスムーズな連携が可能になります。

税金面は当税理士事務所が、実際の建築・売買・リフォーム等の実務面は信頼できる提携の不動産・建築プロチームがタッグを組み、対応させて頂きます。なにかお困りごとがありましたら是非ご相談ください。

✿ 第 3 回 ～事業承継（相続対策）のご案内～ ✿

アークグロー・パートナーズ税理士法人は、各チームに分かれて様々な取り組みを行っております。過去 2 回に続き、今月号では「資産活用チーム」より“事業承継（相続対策）”の第 3 回目をお届けいたします。

1. 前回までのおさらい（相続税の計算方法）
以前もご説明したように、相続税は以下の式で計算されます。
【相続税の課税対象額】＝ 総資産 － 基礎控除額（3,000 万円 ＋ 法定相続人 × 600 万円）
お持ちの資産が基礎控除額を下回っていれば、相続税は発生しません。
事前に対策を行い「総資産」を上手に抑えることが節税のポイントです。

2. 不動産（土地・建物）はどう評価される？
相続財産の中で大きな割合を占めるのが**「ご自宅や土地などの不動産」**です。現金と違って金額が明解ではないため、国税庁が定める「財産評価基本通達」という基準に基づいて評価額を算出します。

★建物の評価：原則として「固定資産税評価額」がそのまま適用されます。
★土地の評価：街中の土地は「路線価方式」、その他の地域は「倍率方式」で評価します。

⚠ 「思い込みの金額」と「相続税評価」のギャップに注意！
「郊外だから大した価値はないだろう」「売却相場はこのくらいだから」と思っていても、実際に路線価などで評価すると想定以上に高額な評価額になるケースが珍しくありません。

💡 相続人の生活を守る「減額制度」
一方で、ご自宅を相続するご家族の生活に配慮し、評価額を大きく下げられる**「小規模宅地等の特例」などの減額制度も用意されています。一定の要件を満たせば、自宅敷地の評価額を最大 80%減額できるため、正しく評価を行うことが大切な資産を守る第一歩となります。

✿ 担当者と一緒にチェック！ご自宅の相続対策 ✿

「うちの自宅って、相続税の対象になるのかな？」とお感じになったことはありませんか？
毎年春ごろに届く「固定資産税の課税明細書」をお手元にご用意くだされば、ご自宅の評価額の目安や、使える減額制度（特例）がありそうかを当事務所の担当者が一緒に確認させていただきます。
ご自宅や所有地の相続税について気になる方は、ぜひお気軽に監査担当者までご相談ください。

各種 SNS も更新しておりますので、
良ければフォローお願いします♪

HP　Face Book　Instagram　Threads

ARCGROWPARTNERS

◇申告書の提出期限

提出月	11 月	12 月	1 月
確定申告	9 月決算	10 月決算	11 月決算
予定申告（年 1 回） 消費税（年 3 回）	3 月決算 12 月、3 月、6 月	4 月決算 1 月、4 月、7 月	5 月決算 2 月、5 月、8 月